

千葉県告示第303号

寄附金収納事務の委託について

地方自治法第231条の2第6項（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により寄附金収納事務を次のとおり委託したので、千葉県予算会計規則第34条の2及び地方自治法施行令第158条第2項の規定により告示します。

令和2年4月1日

千葉市長 熊谷俊人

- 1 委託する相手方
東京都目黒区青葉台三丁目6番28号
株式会社 トラストバンク
代表取締役 川村 憲一
- 2 委託内容
千葉県ふるさと応援寄附金収納代行業務
- 3 委託期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで